

国官会第1619号
国地契第44号
国官技第232号
国営計第83号
平成20年12月19日

別 紙 あて

国土交通省大臣官房会計課長
国土交通省大臣官房地方課長
国土交通省大臣官房技術調査課長
国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課長

地域建設業経営強化融資制度の債権譲渡の対象工事について

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）に基づき実施される地域建設業経営強化制度に係る債権譲渡の対象工事を定めるため、「地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱いについて」（平成20年10月17日付け国官地第1255号、国地契第34号、国官技第171号、国営計第61号）の一部を下記のとおり改正することとしたので遺漏なきよう措置されたい。

記

記1を記1の2とし、記1として次のとおり加える。

1 債権譲渡の対象工事として別に定める工事

官房長通達記2（2）③その他別に定める工事は、国庫債務負担行為に係る工事又は財務大臣の承認を経て繰り越される工事であって、債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ残工期が1年未満であるものとする。

この場合においては、債権譲渡は一括して行うこととし、年度毎の分割譲渡は認めないものとする。また、債権譲渡を承諾する時点は、当該工事の出来高が工事全体の2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。なお、譲渡される工事請負代金債権の額の算定に当たっては、既に支払った工事請負代金額も控除することとなるので留意すること。

記6中「様式2」を「様式2（1に定める工事の場合においては様式2-2。以下同じ。）」に改める。

記11中「なお、」を削り、「工事請負契約書第37条に基づく部分払」を「工事請負契約書第34条第3項に基づく中間前払金及び第37条に基づく部分払（1で定める工事に係る各会計年度末における部分払を除く。）」に改め、「できないものとする。」の下に「なお、1で定める工事のうち国庫債務負担行為に係るものについては、工事請負契約書第40条第1項による読替後の第34条第1項に基づく前払金についても請求することができないものとする。」を加える。

別添様式に別紙様式を以下のとおり加える。

債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書（様式2-2）

附 則

- 1 この通達は、平成20年12月19日から適用する。
- 2 「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度に係る事務取扱いについて」（平成14年12月18日付け国官会第1812号、国地契第61号、国官技第230号、国営計第138号）の一部を次のように改正する。

記11中、「工事請負契約書第37条に基づく部分払」を「工事請負契約書第34条第3項に基づく中間前払金及び第37条に基づく部分払」に改める。

債権譲渡承諾依頼書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
又は 御中
分任支出負担行為担当官

請負者
(譲渡人) 住所
氏名 実印
(譲受人) 住所
氏名 ○○○建設業協同組合 実印

譲渡人(以下、甲という)と○○○建設業協同組合(以下、乙という)間で締結の平成 年 月 日付けの債権譲渡契約証書に基づき、甲は、甲が貴殿に対して有する下記の工事請負代金債権を乙に譲渡することにつき、工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

乙においては、「地域建設業経営強化融資制度について」(平成20年10月17日付け国官会発第1254号、国地契発第33号、国総建発第196号、国総建整発第153号)に従い、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、工事請負契約書に定められた瑕疵担保責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

甲及び乙は工事請負契約書に定められた前金払は、貴殿によるご承諾以降は請求しません。
(工事請負契約締結時に中間前金払を選択した場合)

また、甲及び乙は工事請負契約書に定められた中間前金払は、貴殿によるご承諾以降は請求しません。

(工事請負契約締結時に部分払を選択した場合)

また、甲及び乙は工事請負契約書に定められた部分払は、貴殿によるご承諾以降は請求しません。

記

1. 工事名
2. 工事場所
3. 工期 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日
4. (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による
- (2) 既払金額 金 円
- (3) 前払金額 金 円
- (4) 中間前払金額
及び部分払金額 金 円
(5) 債権譲渡額 金 円 (平成 年 月 日現在見込額)
ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

債権譲渡承諾書

平成 年 月 日

[甲] 御中
[乙] 御中

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって工事請負契約書に定められた甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

甲及び乙は工事請負契約書に定められた前金払は、本承諾以降は請求できないものとする。

(工事請負契約締結時に中間前金払を選択した場合)

また、甲及び乙は工事請負契約書に定められた中間前金払は、本承諾以降は請求できないものとする。

(工事請負契約締結時に部分払を選択した場合)

また、甲及び乙は工事請負契約書に定められた部分払は、本承諾以降は請求できないものとする。

記

1. 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から既払金、前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から既払金、前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書4.

(1)及び(5)の金額は変更後の金額とする。

2. 甲及び乙は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて発注者に別紙の融資実行報告書を提出すること。

3. 甲が、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、保証事業会社による金融保証を受けた場合は、公共工事金融保証証書の写しを速やかに発注者に提出すること。

4. 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、その他の債権を担保するものではないこと。

5. 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。

6. 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないこと。

支出負担行為担当官

又は

分任支出負担行為担当官

印

確定日付印欄	承諾番号

(別 紙)

大臣官房会計課長

自動車交通局長

航空局長

海上保安庁長官

運輸安全委員会事務局長

国土技術政策総合研究所副所長

沖縄総合事務局総務部長

東北運輸局長

関東運輸局長

近畿運輸局長

中国運輸局長

九州運輸局長

北海道開発局長

東北地方整備局長

関東地方整備局長

北陸地方整備局長 (建設)

中部地方整備局長

近畿地方整備局長

中国地方整備局長

四国地方整備局長

九州地方整備局長

東京航空局長

海上保安大学校長

第一管区海上保安本部長

第三管区海上保安本部長

第五管区海上保安本部長

第七管区海上保安本部長

第九管区海上保安本部長

第十一管区海上保安本部長

気象衛星センター所長

仙台管区气象台長

大阪管区气象台長

沖縄气象台長

大臣官房官庁営繕部長

港湾局長

北海道局長

気象庁長官

海難審判所長

北海道運輸局長

北陸信越運輸局長

中部運輸局長

神戸運輸監理部長

四国運輸局長

九州運輸局次長

東北地方整備局副局長

関東地方整備局副局長

北陸地方整備局長 (港湾空港)

中部地方整備局副局長

近畿地方整備局副局長

中国地方整備局副局長

四国地方整備局次長

九州地方整備局副局長

大阪航空局長

海上保安学校長

第二管区海上保安本部長

第四管区海上保安本部長

第六管区海上保安本部長

第八管区海上保安本部長

第十管区海上保安本部長

気象研究所長

札幌管区气象台長

東京管区气象台長

福岡管区气象台長

○ 地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱いについて（平成20年10月17日付け国官会第1255号、国地契第34号、国官技第171号、国営計第61号）（抄）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">記</p> <p><u>1 債権譲渡の対象工事として別に定める工事</u> <u>官房長通達記2（2）③その他別に定める工事は、国庫債務負担行為に係る工事又は財務大臣の承認を経て繰り越される工事であって、債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ残工期が1年未満であるものとする。</u> <u>この場合においては、債権譲渡は一括して行うこととし、年度毎の分割譲渡は認めないものとする。また、債権譲渡を承諾する時点は、当該工事の出来高が工事全体の2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。なお、譲渡される工事請負代金債権の額の算定に当たっては、既に支払った工事請負代金額も控除することとなるので留意すること。</u></p> <p><u>1の2 工事履行報告書</u> 官房長通達記4の規定に基づく承諾に当たっての当該工事の出来高の確認については、月別の工事進捗率等を記した簡易な工事履行報告書（様式1）の受領をもって足りることとする（出来高の査定ではない）。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 債権譲渡の承諾の申請書類 債権譲渡の承諾の申請を受ける場合には、以下の書類を乙から提出させるものとする。 (1) 債権譲渡承諾依頼書（様式2 <u>（1に定める工事の場合においては様式2-2。以下同じ。）</u>）3通 (2)～(5) （略）</p> <p>7～10 （略）</p> <p>11 債権譲渡先からの債権金額の請求 債権譲渡を受けた債権譲渡先からの確定した債権金額の請求に当たっては、以下の書類を提出させるものとする。 (1)～(4) （略） 本債権譲渡が行われた場合には、それ以降は乙及び譲渡を受けた債権譲渡先は工事請負契約書<u>第34条第3項に基づく中間前払金及び第37条に基づく部分払（1で定める工事に係る各会計年度末における部分払を除く。）</u>を請求するこ</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 工事履行報告書 官房長通達記4の規定に基づく承諾に当たっての当該工事の出来高の確認については、月別の工事進捗率等を記した簡易な工事履行報告書（様式1）の受領をもって足りることとする（出来高の査定ではない）。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 債権譲渡の承諾の申請書類 債権譲渡の承諾の申請を受ける場合には、以下の書類を乙から提出させるものとする。 (1) 債権譲渡承諾依頼書（様式2）3通 (2)～(5) （略）</p> <p>7～10 （略）</p> <p>11 債権譲渡先からの債権金額の請求 債権譲渡を受けた債権譲渡先からの確定した債権金額の請求に当たっては、以下の書類を提出させるものとする。 (1)～(4) （略） <u>なお、</u>本債権譲渡が行われた場合には、それ以降は乙及び譲渡を受けた債権譲渡先は工事請負契約書第37条に基づく部分払を請求することはできないものとする。</p>

とはできないものとする。なお、1で定める工事のうち国庫債務負担行為に係るものについては、工事請負契約書第40条第1項による読替後の第34条第1項に基づく前払金についても請求することができないものとする。

また、当然のことであるが、債権譲渡先は甲による検査に合格し、引渡を行った場合にのみ、債権金額の請求ができるので、念のため申し添える。

12・13 (略)

(別添一覧)

申請書等受理担当課一覧 (別表)

工事履行報告書 (様式1)

債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書 (様式2)

債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書 (様式2-2)

債権譲渡契約証書 (様式3)

債権譲渡整理簿 (様式4)

融資実行報告書 (様式5)

工事請負代金請求書 (様式6)

金銭消費貸借契約書

支払状況・支払計画書

保証事業会社の受益の意志表示

また、当然のことであるが、債権譲渡先は甲による検査に合格し、引渡を行った場合にのみ、債権金額の請求ができるので、念のため申し添える。

12・13 (略)

(別添一覧)

申請書等受理担当課一覧 (別表)

工事履行報告書 (様式1)

債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書 (様式2)

債権譲渡契約証書 (様式3)

債権譲渡整理簿 (様式4)

融資実行報告書 (様式5)

工事請負代金請求書 (様式6)

金銭消費貸借契約書

支払状況・支払計画書

保証事業会社の受益の意志表示

- 公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度に係る事務取扱いについて（平成14年12月18日付け国官地第1812号、国地契第61号、国官技第230号、国営計第138号）（抄）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">記</p> <p>1～10 （略）</p> <p>11 債権譲渡先からの債権金額の請求 債権譲渡を受けた債権譲渡先からの確定した債権金額の請求に当たっては、以下の書類を提出させるものとする。 (1) 工事請負代金請求書（様式6）1通 (2) 甲の押印がなされた債権譲渡承諾書（様式2）の写し1通 (3) 発行日から3ヶ月以内の乙及び債権譲渡先の印鑑証明書1通 (4) 債権譲渡契約証書（様式3）の写し1通 本債権譲渡が行われた場合には、それ以降は乙及び譲渡を受けた債権譲渡先は<u>工事請負契約書第34条第3項に基づく中間前払金及び第37条に基づく部分払</u>を請求することはできないものとする。 なお、当然のことであるが、債権譲渡先は甲による検査に合格し、引渡を行った場合にのみ、債権金額の請求ができるので、念のため申し添える。</p> <p>12・13 （略）</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1～10 （略）</p> <p>11 債権譲渡先からの債権金額の請求 債権譲渡を受けた債権譲渡先からの確定した債権金額の請求に当たっては、以下の書類を提出させるものとする。 (1) 工事請負代金請求書（様式6）1通 (2) 甲の押印がなされた債権譲渡承諾書（様式2）の写し1通 (3) 発行日から3ヶ月以内の乙及び債権譲渡先の印鑑証明書1通 (4) 債権譲渡契約証書（様式3）の写し1通 本債権譲渡が行われた場合には、それ以降は乙及び譲渡を受けた債権譲渡先は<u>工事請負契約書第37条に基づく部分払</u>を請求することはできないものとする。 なお、当然のことであるが、債権譲渡先は甲による検査に合格し、引渡を行った場合にのみ、債権金額の請求ができるので、念のため申し添える。</p> <p>12・13 （略）</p>